

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 計画策定の沿革

本特別天然記念物は、大正11年（1922年）3月8日に国により天然記念物指定を受け、その後、昭和27年（1952年）3月29日には、特別天然記念物に指定されました。本特別天然記念物では、白骨温泉の重小屋原地区と小梨平地区のうち、温泉現象によって形成された噴湯丘と、球状の形を呈する方解石である球状石灰石が、全国的に見て希少であり学術的価値が高いことが、指定理由になっています。そのきっかけとなったのは、大正9年に実施された佐藤傳蔵氏（明治～昭和時代前期の地質学者で当時、史蹟名勝天然記念物調査會考査員）による本格的な学術調査であり、後に報告書が発行されました（大正11年6月発行『史蹟名勝天然記念物調査報告第三十一號 天然記念物調査報告』、以下「佐藤報告」といいます）。

指定後は、旧安曇村が管理団体となって、地域住民の協力を得ながら保存活用が進められてきました。具体的には、新たな温泉施設の設置や道路整備の際に噴湯丘保存への配慮がなされてきたこと、工事の際に発見された球状石灰石が保護されてきたことなど、地域を挙げた保存のための取組みがなされてきました。加えて、旧安曇村によって噴湯丘の見学地や指定地を流れる湯川沿いの散策路が設置され、本特別天然記念物の価値を伝えるための整備が進められてきました。

しかしながら、施設整備から時間が経過し、散策路が荒廃し、案内板及び説明板などの表示が読みづらくなっているなど、老朽化に伴う改修の必要性が生じています。さらに、指定当時から約100年が経過して、噴湯丘とその周辺では樹林化が進み、その価値が来訪者のみならず地域住民にも伝わりづらくなっていることなど、保存管理に支障が生じています。

そこで、平成27年から国庫補助事業（平成27年度天然記念物緊急調査事業及び平成28～令和元年度史跡等保存活用計画策定事業）において、噴湯丘と球状石灰石の分布状況の把握を進め、本計画を策定することとなりました。一連の事業では、専門家や地域住民、関係する行政機関などの関係者が、本特別天然記念物の保存と活用を促進し、地域住民にとって必須の設備の維持管理について認識を共有し、今後の地域の持続可能な発展に寄与することを念頭において取組みを進めました。

## 2 計画の目的

本計画策定に当たり、まず本特別天然記念物が指定された当時の様子を、佐藤報告をもとに振り返りました。その上で、学術調査の結果を加味して、現在の姿を大地の成り立ちから人の利用まで、多面的に紐解きました。そして、本質的価値（後世にまで守り伝えていくべき学術的価値、及びそれらを構成する要素）を保存するだけでなく、保存と活用・整備をどのように調和させるのか、本特別天然記念物が有する固有の価値を活かした活用・整備のあり方を示すことを目的として、本計画を策定しました。

## 3 委員会の設置・経緯

本計画は、学術調査等を始めてから5年の歳月をかけ、策定したものです。策定に際しては、策定委員会と、その下部に位置する保存部会及び活用部会を設け、多様な主体が様々な見地から議論を重ねました。

### (1) 委員会の設置

本計画策定に当たり、平成27年に関連分野の有識者、土地所有者、事業者及び関係行政機関等からなる「特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会」（以下「策定委員会」といいます。）を設置しました（表1-1）。

表 1-1 策定委員会の構成

区 分		部会 (H30～)		氏 名 (任期)	役職（専門分野） ※委員委嘱時
		保存	活用		
有識者	委員長	○		大塚 勉 (H27. 6. 30～)	信州大学全学教育機構 教授 (地質学)
	委員	○		宮島 宏 (H27. 6. 30～)	フォッサマグナミュージアム 学芸員 (鉱物学)
	委員	○		佐藤 利幸 (H27. 6. 30～)	信州大学理学部 教授 (植物学)
	委員	○		山本 英二 (H27. 6. 30～)	信州大学人文学部 教授 (歴史学)
地域関係者	委員	/	/	小日向 義夫 (H27. 6. 30～H28. 3. 31)	白骨温泉町会長
			○	筒木 隆雄 (H28. 4. 1～)	大野川区町会副町会長 (白骨支部長)
	委員		○	齋藤 志津人 (H31. 2. 14～)	白骨温泉まちづくり委員会委員長 白骨温泉旅館組合 理事長
	委員		○	齋藤 元紀 (H31. 2. 14～)	一般社団法人 松本市アルプス山岳郷 代表理事
文化庁	指導助言者	○		柴田 伊廣 (H27. 6. 30～)	文化財部記念物課天然記念物部門 文部科学技官
環境省	指導助言者	/	/	藤森 貞明 (H27. 6. 30～H28. 3. 31)	松本自然環境事務所長
		/	/	高橋 博幸 (H28. 4. 1～H30. 3. 31)	松本自然環境事務所長
			○	中野 圭一 (H30. 4. 1～)	中部山岳国立公園管理事務所長
国土交通省	指導助言者		○	石田 孝司 (H31. 2. 14～)	北陸地方整備局 松本砂防事務所長
林野庁	指導助言者		○	角 秀敏 (H31. 2. 14～H31. 3. 31)	中部森林管理局 中信森林管理署長
			○	西川 晃由 (H31. 4. 1～)	中部森林管理局 中信森林管理署長
長野県	指導助言者		○	藤池 弘 (H31. 2. 14～)	松本建設事務所長
	指導助言者	/	/	贄田 明 (H27. 6. 30～H29. 3. 31)	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事
		○		谷 和隆 (H29. 4. 1～)	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事

(事務局)

氏名	役職
赤羽 郁夫	教育長
宮川 雅行	教育部長 (H27)
守屋 千秋	教育部長 (H28)
矢久保 学	教育部長 (H29～30)
山内 亮	教育部長 (H31～)
内城 秀典	文化財課 課長 (H27)
木下 守	文化財課 課長 (H28) 課長補佐 (H27)
大竹 永明	文化財課 課長 (H29～)
加藤 市朗	文化財課 部課長 (H27)
斎藤 敏男	文化財課 部課長 (H28)
臼井 邦彦	文化財課 西部4地区担当課長 (H31～) 課長補佐 (西部4地区担当 H29～30)
小林 明日美	文化財課 主任 (H27～)

## (2) 委員会等開催の経緯

本計画策定は、平成27年度から着手しました。策定までの間、現地調査及び分析を3カ年度かけて実施するとともに、策定委員会を9回開催し、協議を重ねました。

表 1-2 本計画策定の経過 (1/2)

日時・場所	内容
平成 27 年度第 1 回策定委員会 平成 27 年 6 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 安曇支所 2 階 大会議室	委員会設置目的及び経過報告 スケジュールについて 文化財保存活用計画について 隧通し斜面对策工事について
平成 27 年度第 2 回策定委員会 平成 27 年 10 月 15 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 白骨温泉集会所	詳細地形測量の概要と今後の調査 収集資料について 球状石灰石について 現地視察
地元説明会 平成 28 年 5 月 23 日 (月) 午後 2 時～3 時 30 分 白骨温泉集会所	噴湯丘と球状石灰石について 保存活用計画の策定について
平成 28 年度第 1 回策定委員会 平成 28 年 9 月 1 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分 白骨温泉集会所	詳細地形測量の成果について 分布調査について 各種調査報告
平成 28 年度第 2 回策定委員会 平成 29 年 3 月 14 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 安曇支所 201 会議室	各種調査報告 保存活用計画について 今後のスケジュール
調整会議 平成 29 年 9 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 6 時 大手事務所 会議室	保存活用計画の原稿執筆について 今後のスケジュール
地元意見交換会 平成 29 年 11 月 12 日 (日) 午後 1 時～午後 2 時 白骨温泉集会所	白骨温泉一帯の学術的価値 保存活用計画が果たす役割 指定範囲の再検討について
平成 29 年度第 1 回策定委員会 平成 30 年 2 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 安曇支所 2 階 大会議室	本質的価値に関する協議 保存活用に関する協議 今後のスケジュール
地元意見交換会 平成 30 年 4 月 9 日 (月) 午前 10 時 30 分～正午 白骨温泉集会所	学術的価値と計画策定の意義について 今後の進め方について 現状変更の許可基準について
地元意見交換会 平成 30 年 5 月 13 日 (日) 午後 2 時～3 時 白骨温泉集会所	計画策定後の現状変更等について 指定範囲の見直しについて 指定名称の変更について

表 1-2 本計画策定の経過 (2/2)

日時・場所	内容
平成 30 年度第 1 回策定委員会 平成 30 年 6 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 安曇支所 2 階 大会議室	これまでの経緯 指定範囲及び名称変更について 保存活用について 今後のスケジュール
平成 30 年度第 1 回保存部会 平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午前 9 時～午後 1 時 大手事務所 会議室	変更後のスケジュールについて 構成と記述内容について 今後の進め方について
平成 30 年度第 2 回保存部会 平成 30 年 11 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 7 時 大手事務所 会議室	計画 (案) の構成等について 噴湯丘・球状石灰石について 地区区分について イラストについて
地元説明会 平成 30 年 12 月 3 日 (月) 午前 11 時～正午 白骨温泉集会所	構成と記述内容について 今後の進め方について
平成 30 年度第 2 回策定委員会 平成 31 年 2 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 安曇支所 大会議室	委員委嘱について 変更に係る経緯について 計画 (案) の現状について 今後のスケジュール
地元説明 令和元年 7 月 7 日 (金) 午後 1 時～午後 1 時 30 分 白骨温泉集会所	本特別天然記念物の価値 今後の活用整備について
令和元年度第 1 回保存部会 令和元年 9 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 大手事務所 会議室	計画 (案) について 今後の予定について
令和元年度第 1 回策定委員会 令和元年 10 月 2 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 安曇支所	計画 (案) の確定及びパブリックコメントに向けた準備について
令和元年 11 月 26 日から 12 月 25 日まで	パブリックコメントの実施 (意見なし)
令和元年度第 2 回策定委員会 令和 2 年 2 月 4 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 安曇支所	パブリックコメントの結果について 今後の取組みについて

### (3) 要綱

「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」保存活用計画策定委員会設置要綱を、以下のよう  
に定めました。

#### 「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」保存活用計画策定委員会設置要綱

松本市教育委員会告示第6号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱  
を次のように定める。

平成27年6月1日

松本市教育委員会

#### 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置 要綱

##### (目的)

第1条 この要綱は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石を、将来にわた  
って適切に保存管理し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」  
という。）を策定するため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活  
用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事  
項を定めることを目的とする。

##### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

##### (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、噴湯丘、球状石灰石その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうち  
から教育委員会が委嘱する。

##### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

##### (役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理

する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。



## 4 他の計画との関係

本計画は、松本市（以下「本市」といいます。）に所在する国指定文化財のうち、本特別天然記念物を対象に、文化財保護法第 129 条の 2 に基づいて保存・活用の考え方や具体的な取り組み内容を定めた基本的な計画であり、下記に示す既存の計画等との整合性を図っています。

### (1) 松本市総合計画

松本市総合計画（以下「総合計画」といいます。）は、将来の都市像やまちづくりを示す本市のまちづくりの根幹となる計画であり、その基本目標を示す基本構想と、施策の体系を示す基本計画により構成されています。本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画の策定に際しては、総合計画との整合が図られることとなっています。本市は将来の都市像として、「健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の 6 つの健康づくりを目指しており、また、平成 28 年度からは「生きがいの仕組みづくり」に取り組んでいます。

総合計画では、6 項目のまちづくりの基本目標のひとつとして「ともに学びあい人と文化を育むまち」を掲げ、「薫り高い松本の文化を礎に、人と人とのつながりが深まり、自ら行動する未来の担い手が育つよう、豊かな人間性を育むまちづくり」を目指しています。施策の体系の中では、政策の方向を「歴史・文化遺産を守り、生かすまち」と定め、「本市の歴史・文化遺産に触れ、その価値を学ぶことで、かけがえのない財産を、一人ひとりが担い手となって次代へ引き継いでいくことができるまちをつくります」としています。更に、その中で基本施策（個別目標）として、「歴史・文化資産保護・活用の推進」と「城下町まつもとにふさわしいまちづくり」を設けています。計画の期間は、基本構想を 10 年間、基本計画を 5 年間とし、見直しをしています。

なお、まちづくりの基本施策を実現するための個別の事務事業については、3 年を計画期間として毎年度見直しをしながら策定する実施計画により、別に提示しています。特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業は、平成 28 年度に策定した第 10 次基本計画から位置付けられています。

### (2) 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

#### ア 策定の経緯

松本市歴史文化基本構想は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、本市が平成 29 年度に策定しました。そして、文化財保護法改正（平成

31年4月)により文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、本市においても、この構想をベースに平成31年2月に「松本市文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」といいます。)を策定し、令和元年7月に法定計画として国内初の認定を受けました。

文化財保護をはじめ、本市の様々な施策は、最上位に位置する「松本市総合計画」の下に、「松本市教育振興基本計画」、「松本市地域づくり実行計画」、「松本市都市計画マスタープラン」等の既存の計画を横断し、整合するよう位置付けられています。そして地域計画では、今後、本市が遂行する各部局の事業や施策に対し、地域の歴史や文化の特性を反映させるよう働きかけています。こうした地域の歴史や文化の特性を把握するため、地域計画策定に当たって本市では、市民の皆さんが自ら住む地域の文化財を認識してもらうため、市内35地区の公民館を拠点に文化財調査組織を立ち上げ、市民主体の文化財悉皆調査を実施しました。この調査成果は、各地域において冊子の刊行やまち歩き講座の開催、文化財マップの作成などに活かされています。

## イ 地域計画の概要

地域計画では、本市の文化財保護行政の現状をもとに、文化財を取り巻く課題として、(1)地域の歴史文化に触れる機会の創出、(2)文化財の担い手の確保、(3)社会環境の変化に対応した文化財の保全、(4)文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大、(5)文化財の継承に関わる費用負担への対応、(6)自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止、(7)関連文化財群への市民理解の7項目を挙げ、それぞれの課題に対し解決のための方針、具体的な取り組みや措置を示しています。本計画策定は、(3)「社会環境の変化に対応した文化財の保全」に対する大方針「文化財の価値の共有」の中の小方針「保存活用計画の策定の推進」に沿うものです。

歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画に位置付けられる関連文化財群という概念は、有形・無形、指定・未指定を問わず、様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えるもので、その地域の歴史や文化のテーマやストーリーを示しています。

本特別天然記念物がある安曇地区は、平成の大合併により市域となりました。これに伴って、(4)「文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大」では、本市中心部で松本城を中心としたまちづくりが進められる一方で、安曇地区を含む周辺地域は不均衡な状態にあり、地域計画では、それぞれの歴史文化の特性を示す文化財を活用した地域づくりを行う必要性を指摘しています。

文化財の保存活用の推進に当たっては、設定された関連文化財群のうち一定

の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」として認定し、その保存活用事業に対し本市では継続的な財政支援を行っています。「まつもと文化遺産」を含め一層の市民主体の文化財の保存活用を推進するため、その実現に向けた体制整備のひとつとして、平成30年には、文化財所有者、地域住民代表者、商工・観光関係団体、NPO、有識者などからなる「まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置しました。この協議会は、従来の文化財的価値を評価する文化財審議会と異なり、文化財の持つ特徴や魅力を様々な立場から総合的に評価する組織です。そのため、本市では、この協議会における議論が、歴史文化基本構想や地域計画が目指す市民主体の地域の活性化につながるまちづくりに資すると考えています。また、庁内各部局においても文化財の保存活用に関する認識を共有し、それぞれが進める事業に反映させるよう、各部局の取組みの具体例を示しています。

#### ウ 地域計画を踏まえた本計画の特色

本特別天然記念物は、白骨温泉が位置する安曇地区の関連文化財群「自然の財産」の核となる文化財として位置付けられています。また、本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本の自然」の中に整理され、松本を取り巻く多彩な自然環境の恩恵のひとつである「温泉」がもたらしたものとして触れられています。

本計画では、本特別天然記念物が置かれた状況を踏まえ、地域計画で示された7項目の課題のうち、(1)～(3)、(6)、(7)の解決に特に注力する内容を伴っています。(1)～(3)そして(7)は、総体として見れば、本特別天然記念物の価値を周知し、保存に取り組もうとする主体を増やし、それによって社会構造が大きく変容する現代、そして未来においても本特別天然記念物が保存されることを担保しようとすることにほかなりません。本計画では、白骨温泉において観光業に携わる地域の事業者等が、主体的に本特別天然記念物を活用する取組みを明記しました。また、学校教育等にも活用する方針を示し、次世代の担い手育成も謳っています。加えて(6)を受けて、日常的な本質的価値構成要素の保存と、甚大な被害を各地でもたらしつつある気象災害等を想定した整備のバランスの取り方を方針として示しています。

## 5 計画期間

本計画は、記載された事項の進展や取り巻く周囲の状況の変化に伴い見直しを図るため、認定の日（文化財保護法第 129 条の 2 第 4 項に基づいて本計画が認定された日）から 10 年間を計画期間とします。

[計画期間：認定の日～令和 12 年（2030 年）3 月 31 日]